

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月26日発行

Vol.373

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



10月28日(日)は 福島県知事選挙の投票日です

第21回福島県知事選挙が下記日程で行われます。

10月11日(木) 告示

10月28日(日) 投開票



三条市での不在者投票については、

 **12ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市-----	2
浪江町 -----	5
双葉町 -----	6

●新潟県

・新潟県自主避難者民間賃貸住宅 家賃支援事業補助金の追加募集 -----	11
--	----

●三条市News

・福島県知事選挙 三条市で不在者投票をする方へ -----	12
-------------------------------------	----

●交流ルームひばり通信

・こども芋ほり体験 -----	13
・県央食品卸売センター 感謝祭11周年記念 -----	13
・9月・10月の「ひばり」 -----	14



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

国民健康保険証は毎年10月更新です

9月20日HP更新

10月からは新しい保険証をお使いください

10月1日から使用できる新しい保険証は、9月下旬に加入者全員分をまとめて世帯主宛てに「簡易書留郵便」で郵送しました。新しい保険証の色は、茶色です。

※すでに職場の健康保険に加入されている方に保険証が届いた場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要となります。

～国保をやめる手続き～

・手続きに必要なもの

職場から交付された保険証、国民健康保険の保険証、届出人の本人確認書類、印鑑

・手続き場所

市役所、各区役所

手続きは、本人または同一世帯の家族などが行うことが可能です。また、避難などで窓口に来られない場合は、郵送での手続きも受け付けます。

保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、原則「平成31年9月30日」です。

※ただし、平成31年9月30日までに75歳になる方の有効期限は、「75歳の誕生日の前日」となります。75歳の誕生日以降は、後期高齢者医療制度に移行します。別途後期高齢者医療保険の保険証が送付されます。

古い保険証は返却不要です

有効期限が平成30年9月30日までの古い保険証は、10月1日以降ご自身で処分してください。

※ 個人情報に記載されていますので、はさみで切るなどして処分してください。

問い合わせ

市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

新庁舎建設に関する市民アンケートの結果報告

9月21日HP更新

市の市政執行の中核を担う本庁舎は、昭和43年に建築され、その後、時代の行政需要に対応するため度々増改築を行うとともに、分庁舎の増設を行いながら現在に至っています。

本庁舎は、建設から49年が経過し、老朽化の進行とともに維持補修経費が年々増えています。

また、庁舎の増改築や増設により5つの庁舎に窓口が分散していることや、バリアフリー対策が不十分であるために市民サービスの低下を招いていること、さらに執務スペースが狭いなど、多様な市民ニーズに対応できていないことなど、さまざまな問題を抱えています。このような問題の解消に向け、新庁舎建設の計画を行っています。

このアンケートは、本市が進める新庁舎建設に関する計画に対する市民の皆さまの考えやご意見をいただき、今後策定する基本計画に役立てていくために行ったものです。

このたび調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

対象者

市内住民である18歳以上の方

対象者数

8,000人(住民基本台帳に基づく無作為抽出)

調査期間

6月25日～7月9日(7月31日回収分まで反映)

回答者数

2,852人(回答率: 35.7%)

調査内容

1. 回答者自身に関すること
2. 本庁舎の利用について
3. 庁舎建設に関する考え
4. その他

**庁舎建設に関する市民アンケート結果(単純集計)報告書は、
南相馬市ホームページでご覧いただけます。**

次ページへ続きます 

「庁舎建設に関する市民アンケート結果(単純集計)報告書」から抜粋

V_2 今後の小高・鹿島区役所に関すること（自由記述）

今後の小高・鹿島区役所に関することの自由記述を分類すると、「小高・鹿島区役所の現状維持」が 193 件で最も多く、次いで「必要最低限の機能維持」が 113 件、「小高・鹿島区役所の廃止反対」が 53 件となっています。

今後の小高・鹿島区役所に関すること	回答数
小高・鹿島区役所の現状維持	193
必要最低限の機能維持	113
小高・鹿島区役所の廃止反対	53
鹿島区役所の建て替え	42
職員数の削減	29
本庁でも区役所でも届出や手続きができる体制	28
小高・鹿島区役所の廃止	25
職員の対応の改善	19
職員の教育	18
高齢者への配慮	17
区役所の駐車場の整備・駐車スペースを広くしてほしい	17
窓口対応の改善	14
小高・鹿島区役所の縮小	14
ICT を活用した行政サービス(オンライン)	13
区役所の統廃合・再配置	12
財政が心配	12
日頃の感謝	11
地域格差の是正	10
地域に慣れた詳しい職員の配置	7
建物内が暗い	6
雰囲気が暗い	5
相談窓口の設置	5
バリアフリー対応	5
鹿島区役所の機能拡充	4
地元の意見を反映	4
高齢者に配慮した機能	4

※全 783 件中、4 件以上の項目

問い合わせ

総務部 財政課

TEL 0244-24-5225

今週の番組 60分 ※パソコン視聴
番組内容 [9/26～10/3]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 2018 おだか はらまち夏祭り [17分]
3. まちなか探訪～誕生！南相馬バスターミナル [7分]
4. 第12回少年の主張 南相馬市大会
「いま、中学生が伝えたいこと」Vol.04 [20分]
5. 就職ナビ 友伸エンジニアリング [3分]
6. みなみそうま見聞録 大甕山医徳寺 [5分]
7. 野馬追の里健康マラソン大会参加者募集 [4分]
8. リクエストアワーのお知らせ [2分]



浪江町からのお知らせ

浪江町総合健診を実施します

9月3日HP更新

浪江町では、集団健診を実施します。
 ご自身の健康をチェックする大切な健診です。忘れずに受診しましょう。

県内に避難している方

県内に避難登録のある方に案内を送付します。
 日程表を確認し、都合のよい日時・場所で受診してください。

県外に避難している方

県外に避難している方の総合健診は、町が公益財団法人結核予防会に委託して実施します。
 結核予防会から案内が送付されていますので、県外の委託医療機関一覧を確認し、お近くの医療機関で受診してください。

※ 県内で実施する集団健診での受診を希望される方は、連絡ください。

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249



双葉町からのお知らせ

双葉町HP「ブログふたばのわ」から

【ありがとうメッセージPick Up】#025 仮設住宅で支援していただいた多くの方への感謝

住み慣れた町を突然追われ、娘さんが住む浜松市で避難生活をするようになった吉田サダ子さん。一旦は福島県から避難しますが、「少しでも福島の匂いのするところへ」と、福島市の仮設住宅に入ることを決意します。

福島市は吉田さんにとって見知らぬ土地。仮設住宅での新しい生活は、少なからずの不安があったのではないのでしょうか。そんな吉田さんに、仮設住宅の近隣農家さんからの思いがけない支援がありました。吉田さんは、この支援に人のありがたみを感じたと話しています。

また、ある時は仮設住宅宛に突然贈り物が届きます。

「（贈り物が誰からか）名前も顔もわからないけど、感謝の気持ちのメッセージが届けばいいなあって思って。」吉田さんはそう言って、ありがとうメッセージの取材に協力してくださいました。吉田さんの感謝のメッセージ、ぜひご覧ください。

▶ <https://youtu.be/YOxr5b8Sr9Q>



また、震災から7年が経過し未だ全町避難が続いている双葉町の現状、町の取り組みが分かる動画もあわせて配信中です。

ぜひご覧いただき、震災や原発事故について振り返る時間を共有できれば幸いです。

▶ <https://youtu.be/77P5VI0rj2k>



平成31年度双葉町職員・任期付職員採用候補者試験 受験案内

9月12日HP更新

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、一時的に業務量が増加し、職員の不足が見込まれることから、職員および任期付職員の採用試験を実施します。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、双葉町は、帰還困難区域(96%)と避難指示解除準備区域(4%)に区域再編されてから7年半が経過した今もなお全町避難が続いており、全国41都道府県300以上の市区町村に避難しています。

双葉町は、双葉郡8町村の中でも特に復興復旧が遅れていましたが、昨年9月に、帰還困難区域内の一部(約555ha)を「特定復興再生拠点区域」として認定を受け、平成34年春の拠点区域全域の避難指示解除を目指して取り組みを進めています。

現在、役場機能を福島県いわき市、郡山市および埼玉県加須市に分散して、全国に避難する町民の健康支援を行っています。双葉町の復興はようやく始まったばかりであり、避難指示解除および帰還までにはまだ相当の期間を要するために、避難先での町民の健康支援業務の継続・維持が不可欠なため、次の業務で活躍いただける経験の豊富な方を募集します。

想定される主な業務

- (1) 仮設住宅や借上住宅居住者などの健康支援業務
(訪問事業、健診事業、健診事後指導、交流事業、内部被ばく検査支援)
- (2) 母子保健、成人保健等に関する指導、保健事業用務
(広報活動、相談事業)

受付期限と試験日

受付期限	9月14日(金)～10月19日(金) ※郵送の場合、10月16日(火)消印有効
試験日	10月25日(木) 午後1時～4時 (予定)

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課(2階事務室)にて交付します。
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
※郵送による請求方法は、「受験手続および受付期間」を参照してください。
- 申込書の提出先は、双葉町いわき事務所総務課です。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

試験職種と採用予定人員

職種	採用予定人員
保健師(任期の定めのない職員)	若干名
保健師(任期付職員) 試験日	若干名

次ページへ続きます

受験資格（学歴は問いません）

保健師 (任期の定めのない職員)	・昭和48年4月2日～平成9年4月1日生まれの方 ・保健師資格免許所有者または平成31年3月までに取得見込み、かつ、普通自動車免許所有者
保健師 (任期付職員)	・平成9年4月1日までに生まれた方 ・保健師資格免許所有者または平成31年3月までに取得見込み、かつ、普通自動車免許所有者

ただし、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の方法および内容

試験職種	試験内容
全職種	(ア) 論文試験 論理性、表現力をみる (イ) 口述試験 個別面接による人物評価 (ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出

試験の期日および場所

期日	場所	合格発表
10月25日(木) 午後1時～4時(予定)	双葉町いわき事務所 いわき市東田町2丁目19番4号	11月下旬

合格者の発表、採用

1. 合格者の発表は、11月下旬に双葉町いわき事務所掲示場に掲示するほか、合否の結果を受験者全員に通知します。
 2. 合格者は採用候補者名簿に記載され、平成31年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。（この採用候補者名簿の有効活用は原則として、1年間です）
- ※ 例えば、平成31年4月1日付けで採用された場合は、最低でも平成31年9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、平成31年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合があります。

次ページへ続きます 

3. 任期付職員の任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなりますが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

(注)受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

給与など

1. 給料は町の条例などにに基づき、学歴、職歴などにより調整の上決定します。なお、任期付職員については、任期中の昇給はありません。
2. 上記1.のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当などが支給されます。
3. 勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
4. 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

受験手続および受付期間

1. 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、**双葉町いわき事務所総務課**へ郵送してください。

※ 郡山支所、埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙は、町ホームページからダウンロードすることができます。

2. 申し込みの方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。また、郵送で提出する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

- 82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120ミリ×235ミリ)
- 職務経歴書 ○履歴書(市販のものでも可能、必ず写真貼付)
- 誓約書 ○面接カード ○戸籍抄本 ○健康診断書

【提出期限】 10月19日(金)

※ 郵送で提出する場合は、10月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3. 任期付職員の任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなりますが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

(注)受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

給与など

1. 給料は町の条例などにに基づき、学歴、職歴などにより調整の上決定します。なお、任期付職員については、任期中の昇給はありません。
2. 上記1.のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当などが支給されます。
3. 勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
4. 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

受験手続および受付期間

1. 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、**双葉町いわき事務所総務課**へ郵送してください。

※ 郡山支所、埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙は、町ホームページからダウンロードすることができます。

2. 申し込みの方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。また、郵送で提出する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

- 82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120ミリ×235ミリ)
- 職務経歴書 ○履歴書(市販のものでも可能、必ず写真貼付)
- 誓約書 ○面接カード ○戸籍抄本 ○健康診断書

【提出期限】 10月19日(金)

※ 郵送で提出する場合は、10月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

問い合わせ

総務課

TEL 0246-84-5201

新潟県自主避難者民間賃貸住宅家賃 支援事業補助金の追加募集

9月19日

新潟県では、自己契約で民間賃貸住宅に入居される際の補助金にかかる収入要件については平成27年分所得または平成28年度分所得で判定を行っていましたが、このたび、福島県が平成29年度分所得でも判定を行うこととしたため、新潟県も福島県同様に取り扱うこととします。

【収入要件】

平成27年分所得または平成28年分所得では収入要件を満たさず、補助対象とならなくても、平成29年分所得で収入要件を満たす場合には、補助対象とします。

【申請書類の提出期間】

下記の期間内で、該当する世帯からの申請書類を受け付けます。

9月19日～10月17日（必着）

【補助対象となる家賃】

平成30年9月分家賃からとします。

※避難指示区域（平成27年6月15日時点）からの避難世帯は対象となりません。

※申請書類の作成などでご不明な点は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策室

TEL 025-282-1732

福島県知事選挙

10月11日(木)告示 10月28日(日)投開票

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

●期 間 **10月12日(金)～26日(金) ※土・日は投票できません。**

●時 間 午前8時30分～午後5時30分

【三条市長選挙の投票が10月28日に行われる場合】

10月22日(月)～27日(土)は、午後8時まで投票できます。

●場 所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所第二庁舎1階101会議室)

手続方法

①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体の選挙管理委員会から届いた「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

避難元自治体の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。

請求してからは、避難元自治体の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

こども芋ほい体験

今年も、下田の渡邊さんの畑に芋ほりに行きませんか。対象は、子ども(20歳未満)と、その家族です。

いつも、お米を頂戴している渡邊さんご夫婦に、直接感謝の気持ちをお伝えするチャンスです。

と き **10月6日(土)** ※雨天の場合、10月13日(土)

午前10時 現地集合

作業終了次第、現地解散とします。(午後1時終了予定)



ところ 三条市^{たなひれ}棚鱗1443-2(渡辺青果直売所裏の畑)

持ち物 軍手、長靴、汗拭きタオル、帽子
※ゴム手袋もあると便利です。

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

県央食品卸売センター感謝祭11周年記念

三条市の台所を預かる県央食品卸売センター様から、今年もお誘いいただきました。季節の野菜、果物の競売やバナナのたたき売り、ゲームなど楽しいイベントもあります。ぜひ、お仲間をお誘いの上、ご来場ください。

と き **10月6日(土)**

8:50 お客様入場
卵10個入り大特売セール
9:00 もりかご、季節の野菜・果物競売
バナナのたたき売り
10:00 ゲーム 野菜の収穫祭 ほか
12:00 終了

ところ (株)三条中央青果卸売市場内
県央食品卸売センター
三条市上須頃4840-17 TEL 0256-34-5855



※受付で「ひめさゆりカード」を提示していただくと、一世帯につき1,000円分の商品券を差し上げます。

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

9月・10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会＆簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				9月27日	28日	29日
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
30日	10月1日	2日	3日	4日	5日	6日
		ひばり休み	ひばり休み 南相馬市 一時帰宅	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み こども 芋ほり体験
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
ひばり休み	体育の日	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2018.9.26現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	20	50
原町区	4	7
南相馬市 計	24	57
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	32	80